

市の人口と世帯数

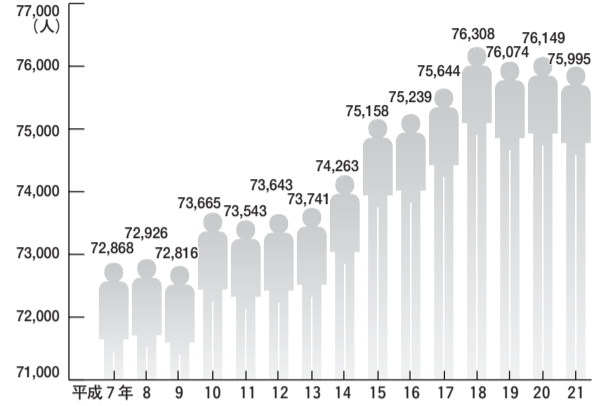
1月1日現在の住民基本台帳に基づく、年次別人口、町別世帯数および人口をお知らせします。

人口は7万5,995人、世帯数は3万7,700世帯、一世帯平均2.0人となっています。

また、外国人の登録人口は926人、外国人世帯数は506世帯となっています。

〔問い合わせ〕市民課

■年次別人口の推移



■町別世帯数・人口

地域町名	住民基本台帳人口						
	世帯数		総数	男		女	
和泉本町	6,200	(6,192)	1万2,571 (1万2,665)	5,939	(5,994)	6,632	(6,671)
中和泉	5,411	(5,337)	1万0,850 (1万744)	5,456	(5,425)	5,394	(5,319)
西和泉	1,279	(1,278)	2,382 (2,412)	1,140	(1,170)	1,242	(1,242)
元和泉	1,819	(1,826)	3,294 (3,318)	1,681	(1,697)	1,613	(1,621)
東和泉	3,511	(3,486)	5,998 (6,032)	2,855	(2,899)	3,143	(3,133)
猪方	3,046	(3,037)	6,108 (6,121)	3,149	(3,166)	2,959	(2,955)
駒井町	1,900	(1,911)	4,254 (4,282)	2,157	(2,178)	2,097	(2,104)
岩戸南	4,147	(4,154)	8,931 (8,969)	4,459	(4,509)	4,472	(4,460)
岩戸北	3,865	(3,784)	7,084 (7,011)	3,394	(3,379)	3,690	(3,632)
東野川	3,380	(3,381)	7,521 (7,599)	3,754	(3,767)	3,767	(3,832)
西野川	3,142	(3,115)	7,002 (6,996)	3,470	(3,471)	3,532	(3,525)
合計	3万7,700 (3万7,501)		7万5,995 (7万6,149)	3万7,454 (3万7,655)		3万8,541 (3万8,494)	

行政たごびばん

● 2月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽日曜窓口(日時) 22日(日)午前8時30分～午後5時
▽夜間窓口(日時) 26日(木)午後8時まで

〔会場〕納税課

なお、平成20年度固定資産税・都市計画税(第4期分)、平成20年度国民健康保険税(第8期分)は、3月2日(月)までに納めてください。

※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。
〔問い合わせ〕納税課

市職員の人事異動

2月1日付けで職員の異動を行いました(カッコ内は前職)。

課長職

▽企画財政部政策室長(兼)定額給付金対策室長 平林浩一(企画財政部政策室長)
〔問い合わせ〕職員課

国民健康保険高齢受給者証の負担割合のお知らせ

70歳から74歳までの国民健康保険高齢受給者証をお使いの方で、現在の医療機関での窓口負担が1割の方は、4月1日から2割負担に引き上げられる予定でしたが、平成22年3月31日までの1年間、1割負担に据え置かれることになりました。

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合欄に「2割(平成21年3月31日までは1割)」と

記載のある方には、改めて負担割合「1割」と記載した高齢受給者証を3月下旬に送付します。負担割合は、毎年8月1日に前年の所得により見直します。
〔問い合わせ〕健康支援課保険年金係

民生・児童委員が新しく決まりました

欠員となっていた民生委員・児童委員が1月1日(祝)から新しく決まり、主任児童委員に指名されましたのでお知らせします。主任児童委員は、区域を直接担当しませんが、児童福祉関係機関と、区域を担当する児童委員との連絡・調整を学区域にに応じて行います。

〔氏名〕高畑節子

〔住所〕東和泉2-20-18

〔電話番号〕☎(3489)5918

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室総合調整担当

青少年委員の募集

青少年の余暇の指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、青少年教育の振興などの活動を行っています。

〔対象〕18歳以上の市内在住・在学・在勤の方

〔募集人員〕2人

〔任期〕2年(4月1日～平成23年3月31日)

〔会議等開催〕原則平日の夜間(年3回程度)そのほか青少年関係事業の企画等への参加。

〔申し込み・問い合わせ〕2月27日(金)(必着)までに、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号および作文「青少年の居場所について」を800字程度(用紙自由)を記入の上、持参または郵送で、児童青少年課児童青少年係へ。

「住宅市場動向調査」にご協力ください

国土交通省では、住生活基本計画に基づき、住宅政策の在り方や住宅に関する予算、税制、融資の企画立案の基礎資料を得るため、毎年「住宅市場動向調査」を実施しています。

調査対象期間中に新たに住宅を建築して入居された世帯(注文住宅)、分譲住宅や中古住宅を購入し入居された世帯、賃貸住宅に入居された世帯、リフォームを実施された世帯を対象に、1月から3月にかけて、資金の調達方法等のアンケート調査を実施しています。

調査票の郵送があった場合や、調査員が訪問したとき、または(社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員企業から配布があった場合は調査にご協力ください。
〔問い合わせ〕国土交通省住宅政策課 ☎(5253)8111

東京都水道局インターネット水道モニター募集

〔対象〕4月1日現在、都営水道を使用している地域に在住の満20歳以上の方で、インターネットによる閲覧および電子メールを日本語で利用できる方(同地域の公務員を除く)

〔内容〕アンケート回答(年6回程度)▽水道モニター説明

会出席▽水道施設見学会参加
〔謝礼〕アンケートへの回答1回につき図書カード500円分

〔任期〕4月1日から1年間

〔応募方法〕2月27日(金)午後5時までに水道局ホームページ

(<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/>)の応募フォームに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・メールアドレス等

と「水道について考えること」を200字程度で記入の上、お申し込みください。

〔応募結果〕応募者全員に電子メールで通知します(3月下旬)。

※利用する機器や通信費用等は、本人の負担となります。

〔問い合わせ〕東京都水道局広報サービス課 ☎(5320)6327

国民年金保険料の免除・特例制度を活用ください

国民年金制度には、保険料を納付することが困難な方のため免除制度(全額免除・一部免除)・学生納付特例・若年者納付猶予制度があります。

いずれの制度も申請が必要ですが、承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格にも算入されます。

申請免除の承認期間に限り、老齢基礎年金の年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度については、将来、保険料の納付がない場合、年金額の計算には反映されません。

また、一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めることが必要です。いずれも承認を受けてから10年までの間に、保険

料を納めることができます(追納)。ただし、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。
〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎042(361)1011

万が一のとき、国民年金にはさまざまな給付があります

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故などで亡くなられた場合、生計を維持していた子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されるほかに、国民年金から次のような給付があります。

〔寡婦年金〕保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせ、25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

〔死亡一時金〕保険料納付済期間の合計が36カ月以上ある方が死亡した場合、遺族に支給されます。

※保険料納付済期間には、一部免除を受けていた期間も含まれます。半額免除を受けていた期間は半額免除期間の月数の2分の1が算入されることになり、同様に4分の1免除を受けていた期間は4分の3が、4分の3免除を受けていた期間は4分の1が納付済期間に算入されます。

ただし、寡婦年金・死亡一時金とも、被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限りません。

なお、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は、いずれも併給することはできません。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎042(361)1011